

○文部科学省告示第六十七号

専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）第三十五条第一項の規定に基づき、専門職大学院に関し必要な事項について定める件（平成十五年文部科学省告示第五十三号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和五年七月三十一日

文部科学大臣 永岡 桂子

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(専攻ごとに置くものとする専任教員の数)</p> <p>第一条 「略」</p> <p>2～5 「略」</p> <p>6 国際連携専攻を置く研究科に係る専任教員の数は、第一項の規定により置くものとされる専任教員の数(国際連携専攻を設ける二以上の専門職大学院が連携して教育研究を実施する場合にあっては、次項の規定により得られる専任教員の数)に、一を加えた数以上とする。</p> <p>7 第一項の規定にかかわらず、特定国際連携専攻(その収容定員が当該専攻を置く研究科の収容定員の内数として定められ、かつ、当該専攻において授与される学位の種類及び分野と当該研究科に置かれる他の専攻において授与される学位の種類及び分野とが同一である国際連携専攻をいう。)の専任教員は、教育研究に支障がないと認められるときは、当該研究科に置かれる当該他の専攻の専任教員がこれを兼ねることができる。</p> <p>8・9 「略」</p>	<p>(専攻ごとに置くものとする専任教員の数)</p> <p>第一条 「同上」</p> <p>2～5 「同上」</p> <p>6 国際連携専攻に係る専任教員の数は、第一項の規定により置くものとされる専任教員の数(国際連携専攻を設ける二以上の専門職大学院が連携して教育研究を実施する場合にあっては、次項の規定により得られる専任教員の数)に、一の国際連携専攻ごとに一人の専任教員を加えた数を合計した数以上とする。</p> <p>「項を加える。」</p> <p>7・8 「同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	